

ごみの野焼きは、法律で禁止されています

照会 環境課 ☎0537⁸⁵1162

◆ごみの野焼きをやめましょう

家庭や事業所などの野焼き(焼却行為)は、一部の例外を除き、法律(廃棄物の処理および清掃に関する法律)で禁止されています。

野焼きは、煙や臭いが近隣の迷惑になるだけではありません。人体の健康に深刻な影響をもたらす化学物質やダイオキシン類を発生させる原因にもなっています。

◆罰則規定

5年以下の懲役、もしくは1000万円以下の罰金が科せられます。

◆ダイオキシンってなに？

ダイオキシンは、炭素、水素、酸素、塩素といった身の回りのどこにでもある元素が燃焼されることで発生する物質です。非常に毒性が強く、人体細胞のがん化や遺伝子への影響、環境汚染への影響が確認されています。野焼きでは、さまざまなものを燃やすため、これを発生させる可能性があります。

★例外となる焼却行為(一例)

- ・農業などを営むために草や稲わらの焼却をすること
 - ・日常生活を営む上での軽微な焼却
(例)バーベキュー、焚き火など
 - ・風俗慣習上の行事として行われる焼却
(例)どんど焼きなど
 - ・国や地方公共団体が施設の管理をするために行う焼却
(例)河川敷や道路での草焼きなど
 - ・震災の予防や応急対策、復旧のために行う焼却
- ※やむを得ずこれらの焼却を行う場合であっても、焼却の規模、時間帯、風向きなどを考慮し、煙や臭いが周囲の迷惑にならないように注意しなければなりません。近隣住民の迷惑となる場合は、指導の対象となります。



私有地から張り出した樹木は所有者が責任を持って管理してください

市道に関する問い合わせ先・照会 建設課 ☎0537⁸⁵1122

私有地から道路上に張り出した樹木などは、日常的な雨や風の影響でも枝が折れたり、垂れ下がったりすることがあります。これらは、歩行者や自動車の視界などを妨げ、重大な事故の原因となる恐れがあります。道路上に張り出した樹木などの維持管理も土地所有者の義務です。

なお、張り出した樹木により事故が発生した場合は、土地所有者が賠償責任(民法717条)を問われる可能性があります。道路通行者だけではなく、自分自身も守るために、私有地から樹木などが張り出している場合は、ご自身の責任で伐採をお願いします。

事故を未然に防ぎ、安全に道路を通行できるよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

※民法717条、「土地の工作物の占有者及び所有者の責任」

国道・県道に関する問い合わせ先

袋井土木事務所維持管理課

☎0538⁴²3215

